

(参 考)

請 願 文 書 表

請願第 4 号

介護報酬の見直し等の意見書提出に関する請願(不採択)

(請願の趣旨)

平成 27 年 4 月に実施された介護報酬の改定は、介護サービス充実のプラス 0.56%及び処遇改善のプラス 1.65%を除くと、マイナス 4.48%の大幅なマイナス改定となった。

施設関係では、特別養護老人ホームが基本報酬で 5%を超える引き下げ幅となり、小規模型通所介護事業所では約 10%、介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション事業所に至っては 20%を超えるマイナス改定となっている。

青森県内の介護事業所を対象としたアンケートでも回答した 62%が「事業所収入が減った」と回答しており、慎重な対応を求める声も出されている。

社会保障の充実を理由に消費税 8%に引き上げたにもかかわらず、今回のマイナス改定によるサービス低下があってはならない。

国が介護労働者の賃金改善の目玉とした処遇改善加算は、介護職員だけを対象にしている。しかし、介護現場には看護職員・ケアマネージャー・事務職員・リハビリ技師・調理職員など多様な職種が働いており、介護職場全体のバランスのとれた処遇改善には介護報酬全体の引き上げが必要である。

国が医療介護総合確保法により介護保険制度の運営を自治体に任せようとする中で、住民の命を守り、地域の介護システムを維持させるためには、介護事業所の維持と、確保が困難となっている介護労働者の大幅な処遇改善が不可欠である。

以上の理由から、介護報酬全体の引き上げのための介護報酬の見直し等を実現するために、地方自治法第 99 条の規定により、国の関係機関へ意見書を提出いただくよう請願する。

(請願事項)

介護報酬全体の引き上げのために、国に介護報酬の見直し等の意見書を提出すること。

平成 27 年 8 月 27 日

請 願 者 青森市中央二丁目 6-6 東青労連内
東青社会保障推進協議会
会 長 森 明 彦
紹 介 議 員 村 川 みどり
